

時間外投げ込み

青 畜 号 外
令和 4 年 4 月 1 3 日

報道機関各位

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る発生状況確認検査 (ウイルス分離検査)の結果について

このことについて、下記のとおり確定したのでお知らせします。

記

1 対象農場

移動制限区域内家きん農場 3農場

2 検査内容

ウイルス分離検査

3 検査成績

230検体の全てが陰性

4 検査実施機関

東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所

報道機関用提供資料		
担当課 担当者	農林水産部畜産課衛生・安全グループ 副参事 田中 慎一	
電話番号	直通	017-734-9498
	内線	4818
報道監	農林水産部 次長 蛭名 芳徳 (内線: 4966)	

発生状況確認検査について

1 経緯

4月8日(金)、本県で発生した高病原性鳥インフルエンザを受け、4月9日(土)、移動制限区域内全3農場を対象に発生状況確認検査を実施したところであり、当該検査のうち、ウイルス分離検査の結果が以下のとおり判明した。

なお、血清抗体検査の結果については、既に陰性であることが明らかとなっている。

2 発生状況確認検査の概要

防疫指針第12の2の(1)に基づき、実施される検査。

時期：患畜、疑似患畜判定後、原則24時間以内

対象：移動制限区域内の農場

材料：気管スワブ、クロアカスワブ、血液

※スワブは綿棒による拭い液、クロアカは家きんの総排泄口

鳥インフルエンザウイルスの増殖が特に多い部位(気管、クロアカ)を採材

検査：ウイルス分離検査、血清抗体検査

3 ウイルス分離検査の結果

(1) 対象農場

移動制限区域内家きん農場全3農場 各鶏舎5羽の計115羽

(2) 検査材料

気管スワブ、クロアカスワブ

115羽×2部位=230検体

(3) 検査結果

230検体の全てが陰性(4月13日(水)18:00判明)

4 今後の対応

発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、**清浄性確認検査**(発生状況確認検査と同様の検査)を行う必要がある。

なお、搬出制限区域は、清浄性確認検査が陰性であれば、国と協議の上、解除となる。

また、移動制限区域は、清浄性確認検査が陰性で、かつ、発生農場の防疫措置完了後21日が経過した後に、国と協議の上、解除となる。

※防疫措置の完了

死体の処理、汚染物品の処理、家きん舎等の消毒(1回目)が全て完了していること